

介護に必要な住宅改修費や福祉用具購入費などの一部を支給します

☎介護保険課介護保険給付係 (☎5722-9847、☎5722-9716)

介護保険の要支援・要介護に認定され、自宅で生活しているかたは、生活環境を整えるために、住宅改修費や福祉用具購入費の一部支給、福祉用具の貸与サービスを受けることができます。希望するかたは、ケアマネジャーや地域包括支援センターへ相談してください。



サービスの種類	住宅改修(事前申請が必要)	福祉用具購入	福祉用具貸与
	自宅で生活が続けられるよう、住宅改修費の一部を支給(上限あり)	日常生活の自立を助けるために購入した福祉用具の費用の一部を支給(上限あり)	利用者とケアマネジャーで決めるケアプランに基づき貸与
支給対象	手すりの取り付け、段差の解消、床材変更(滑り防止など)、扉の取り替え、洋式便器への取り替えほか ※老朽化対策の工事は対象外	腰掛け便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分 ※原則、同じ用途・性能の用具の複数購入や、同一種類品の再購入は対象外 ※都道府県が指定した福祉用具販売事業者から購入すること	手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ 〈原則、要介護2～5のかたが対象の用具〉 車椅子・特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人はいかい感知機器、移動用リフト(つり具を除く)、自動排せつ処理装置(要介護4・5のみ)
自己負担額	費用や介護保険負担割合により異なる		レンタル費の1～3割(介護保険負担割合)
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 事前申請書類(着工前) 完了報告書類(工事・支払い完了後) 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具購入費支給申請書類(福祉用具購入後) 	なし(要支援1・2、要介護1のかたは貸与確認依頼兼確認書が必要な場合あり)

児童扶養手当・特別児童扶養手当

☎子育て支援課手当・医療係 (☎5722-9645、☎5722-9328)

申請方法など、詳細はお問い合わせください。なお、子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、受給できないことがあります。

児童扶養手当(要申請)

対象 次の①～④のいずれかの子ども(18歳の3/31まで。中度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育しているかた

- ①父母の離婚・死亡・未婚などにより、ひとり親の状態にある
- ②父(母)が保護命令を受けている、または1年以上拘禁されている
- ③父(母)に1年以上遺棄されている
- ④父(母)に重度の障害がある

※父(母)が事実上の婚姻関係にある(④を除く)、父(母)または子どもが手当額以上の公的年金を受給している場合は受給不可

手当額 所得に応じて、月額10,180～43,160円(第2子5,100～10,190円、第3子以降1人当たり3,060～6,110円を加算)

所得制限額

扶養人数	請求者		孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
以下、扶養人数が1人増すごとに380,000円を加算			

受給者に、現況届を送付します。手続き方法を確認のうえ、8/3～31に、手続きをしてください。

特別児童扶養手当(要申請)

対象 20歳未満で心身に中度以上の障害がある子どもを養育しているかた

手当額 障害が重度のかたは月額52,500円、中度のかたは月額34,970円(いずれも子ども1人当たり)

所得制限額

扶養人数	請求者	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
以下1人増すごとに加算	380,000円	213,000円

受給資格者に、所得状況届を送付します。8/7～31(必着)に、子育て支援課へ同封の返信用封筒で郵送してください。

障害があるかたへの心身障害者福祉手当など

☎障害者支援課支援サービス係 (☎5722-9846、☎3715-4424)

下記の手当があります。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

対象	手当額(月額)	支給制限	所得制限額(※3)
心身障害者福祉手当(区)			
65歳未満(※1)で、 ①身体障害者手帳1・2級、脳性まひ、進行性筋萎縮症、愛の手帳1～3度のかた	15,500円	施設入所者、保護者が児童育成手当(障害手当)を受給しているかた	3,604,000円(本人<20歳未満の場合には保護者>)
②身体障害者手帳3級、愛の手帳4度のかた	10,000円		
③区の指定する特殊疾病(難病)のかた(※2)	13,000円		
重度心身障害者手当(都)			
65歳未満で常時複雑な介護を要し、 ①重度の知的障害があり、介護者が常に目を離せず、特別な配慮が必要なかた ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複しているかた ③両上肢と両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難なかた(都による判定)	60,000円	施設入所者、3カ月を超えて入院しているかた	3,604,000円(本人・扶養義務者)
特別障害者手当(国)			
20歳以上で常時特別な介護を要し、おおむね ①身体障害者手帳1級(一部2級を含む)、愛の手帳1度(一部2度を含む)の障害が重複しているかた ②①と同等の疾病、精神障害があるかた(専用の診断書で判定)	27,350円	施設入所者、3カ月を超えて入院しているかた	3,604,000円(本人)かつ6,287,000円(配偶者・扶養義務者)
障害児福祉手当(国)			
20歳未満で常時介護を要し、おおむね ①身体障害者手帳1級(一部2級を含む)、愛の手帳1度(一部2度を含む)の重度障害があるかた ②①と同等の疾病、精神障害があるかた(専用の診断書で判定)	14,880円	施設入所者、障害年金受給者	3,604,000円(本人)かつ6,287,000円(配偶者・扶養義務者)

- ※1 65歳前に身体障害者手帳などの交付を受け、所得制限等の理由で受給申請できなかったかたや、心身障害者福祉手当の受給資格喪失後、その支給制限事由がなくなったかたは、65歳以上でも対象
- ※2 東京都難病医療助成の特定医療費(指定難病)医療受給者証、または難病のマル都医療券が交付されている
- ※3 所得制限額は扶養人数が0人の場合。扶養人数により加算あり